

～松江市障がい者差別解消条例～

ましまのバリアフリー ハンドブック



ともに暮らす住み良い松江をつくろう

少しの配慮で増える笑顔

松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例
(平成28年10月1日施行)

「障がいのある人を差別してはいけない」というのは誰でも分かることで、障がいのある人に対して偏見をもち、意図的に差別しているような人は、ほとんどいないのではないのでしょうか。

しかしながら、現状では障がいのある人や家族が毎日の生活を送るうえで支障となる様々なバリアがあります。例えば階段しかない建物があつたとすれば、車いすを利用している人は、自由に上下の階を移動することが困難です。点字や音声によるガイドのない文字だけの資料しか用意されていない会議に、視覚に障がいのある人が参加することも困難です。このように、たとえ意図的でなくても、障がいのある人が地域で安心して生活することや、社会活動に参加することが十分にできていない状況(この条例では「※社会的障壁」といいます。)によって、「結果的に差別」になってはいないのでしょうか。

障がい者差別解消法では、障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすること(不当な差別的取り扱い)と、障がいのある人が配慮を求めても、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行わないこと(合理的配慮の不提供)を禁じています。障がいのあるそれぞれの人の状態や状況において、何が差別となっているのかに気づき、差別を解消するためのどんな配慮が必要なのかをみんなで考えましょう。

条例は、このような認識を市民みんなで共通のものとし、共生社会をつくっていくために、その取り組みを進めていく上での基本的な考えなどを定め、松江市・市民・事業者などみんなが協力してその取り組みをすすめていくために制定しました。

このハンドブックは「少しの配慮で増える笑顔」を合言葉に、社会的障壁をなくしていくため、「合理的配慮」について、お店の窓口、会社や学校などでもつかっていただけるよう、事例を中心に分かりやすくまとめています。

- なにより大切なことは、障がいのあるご本人がなにを望んでいるかを聞くことです。
- 一步を踏み出す勇気をもって、声をかけ、コミュニケーションしていくことが一番大切です。



(※) 社会的障壁の例

- ・ 通行、利用しにくい施設、設備などの物理的なバリア
- ・ 障がいに対する理解が十分でないことから生じる誤解・偏見などの意識上のバリアなど

まず、障がいについて理解してください。

障がいのある人とは、身体障がいや知的障がい、発達障がいを含めた精神障がいのある人、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的障壁によって、日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人をいいます。しかし、その人たちすべてが、障がい者手帳を持っているわけではありません。

●暮らしにくいと感じている方は身近にたくさんおられます。

病気や事故によって障がいのある方、また高齢を理由に暮らしにくい、生きにくいと感じている方は身近にたくさんおられます。障がいのある人は特別な存在ではないのです。



●障がいは多種多様で同じ障がいでても一律ではありません。

障がいの種類も程度もさまざまであり、同じ障がいでても、その症状は一律ではありません。また、複数の障がいがある場合もあります。



●外見でわかるものだけでなく、外見ではわからない障がいのため、理解されず苦しんでいる方もおられます。

障がいは多種多様であり、外見だけでは障がいがわからないこともあるため、周囲に理解されず、苦しんでいる方もおられます。



●周囲の理解や配慮があれば、できることがたくさんあります。

目が悪くなれば眼鏡をかけるように、不自由さを補う道具や援助があればできることはたくさんあります。障がいの種類・程度は人それぞれに違いますが、少しの介助があれば、地域の中で日常生活を営み、障がいのない方と同じ職場で働いている方や、趣味やスポーツなどの社会活動に参加している方もたくさんおられます。



松江市障がい者差別解消条例について

(松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例)

条例の4つの特徴

「松江市障がい者差別解消推進委員会」の設置

- ◎差別事案を調査、審議する第三者機関です。
- ◎合理的配慮の取り組みの評価・相互理解の取り組みに優れた事業所などの選考をします。

実効性の確保

- ◎相談体制の充実(市、松江市障がい者基幹相談支援センター「絆」、相談支援事業所、地域相談員などに相談することができます)
- ◎差別事案が相談で解決できない場合「あっせん」「勧告」「公表」を実施します。

相互理解の推進に重点を置く

- ◎松江版「あいさポーター研修」の実施
- ◎合理的配慮のハンドブック作成
- ◎市長表彰制度の創設(相互理解・合理的配慮の促進に優れた個人や団体)

バリアフリー観光の推進

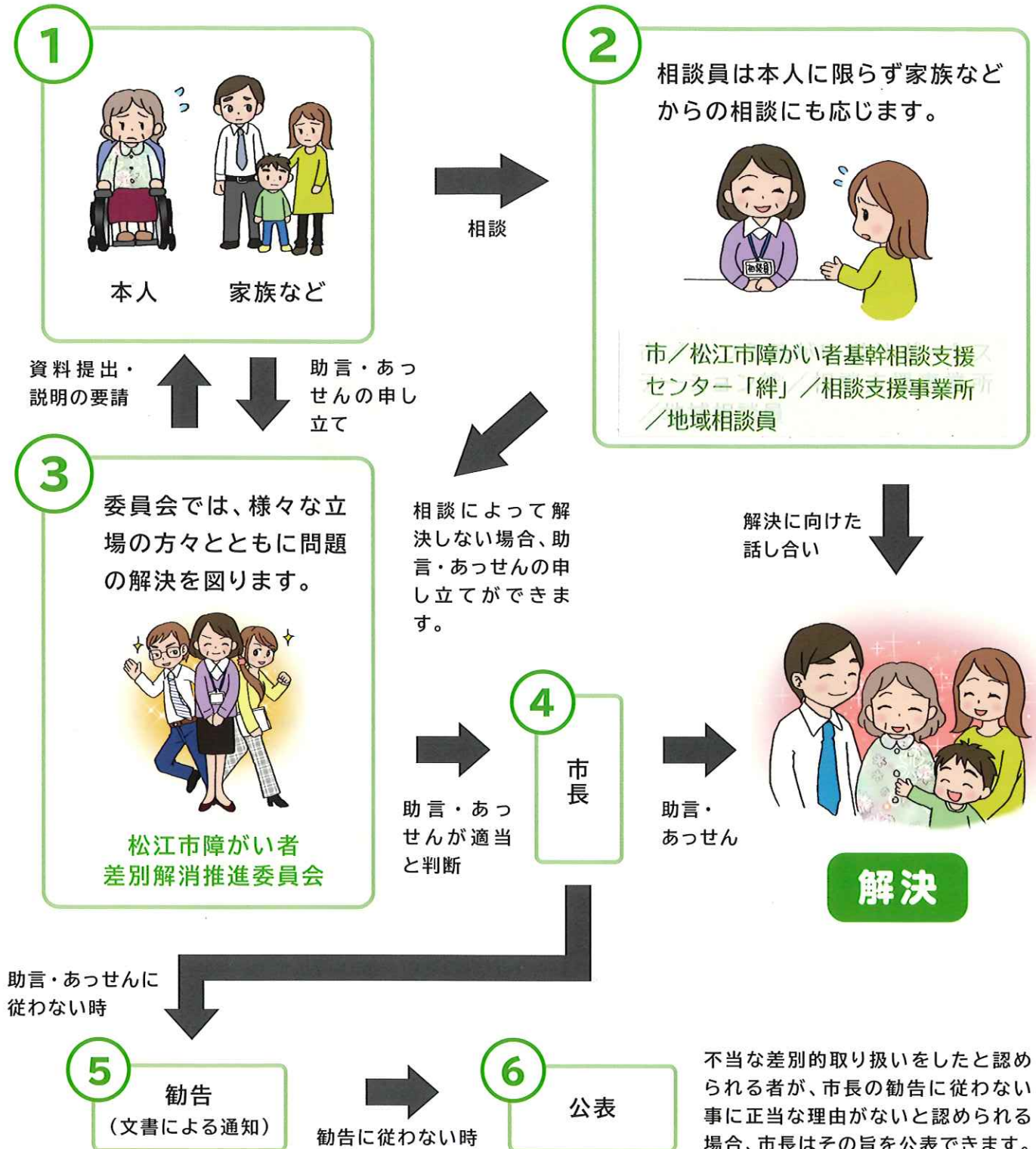
「国際文化観光都市・松江」として、市外などから訪れる障がいのある人が安心して快適に観光できる体制づくりを共創で目指します。

出前講座を実施しています。

松江市の実際の事例を用いて実習形式で、わかりやすく、差別解消法や条例を解説します。受講料は無料で、時間は30分から90分まで、時間にあわせたカリキュラムを提供します。詳しくは、障がい者福祉課(55-5304)まで。



相談体制と助言・あっせんの仕組み



コミュニケーションの心づかいや 配慮ってどんなことに気を付ければいいのか？

- 書類などを手渡すだけでなく、読み上げるなどの配慮をすること
- 通路などの歩行空間に通行を妨げる物を置かないこと。必要に応じて誘導すること
- 講演会やイベントに、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者などを配置すること
など、いろいろな気配りがあります。

精神障がいの方へは

不安を与えないように、ゆっくりやさしい口調で話しかける。



聴覚障がいの方へは

口元や表情が見えるようにして、言葉のまとまりを区切りながらゆっくり話したり、筆談や身振りで伝える。



視覚障がいの方へは

書類を渡すだけでなく読み上げて内容を伝える。



肢体不自由・ 内部障がいの方へは

- ・同じ高さの目線で話す。
- ・多機能トイレを障がいのない人が長時間利用しない。

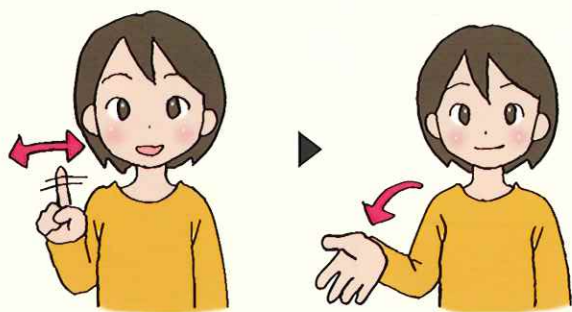
知的障がいの方へは

ふりがなや絵を用いながら、不安を与えないように、分かりやすい言葉で説明する。



お手軽手話コーナー

「どうされましたか？」



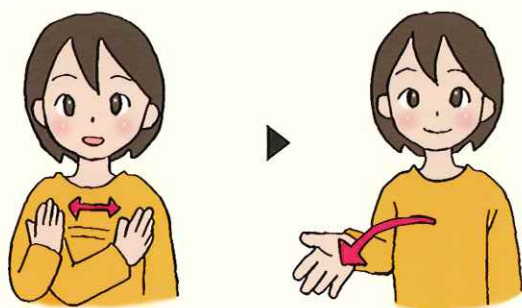
(人差し指を左右にふる) (右手を差し出す)

「ありがとうございます」



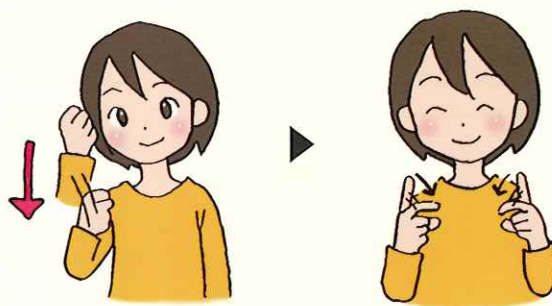
(右手を顔の前で上下させる)

「大丈夫ですか？」



(手を胸に左右にふる) (右手を差し出す)

「おはようございます」



(朝起きるという意味) (人が出会う様子を表現)



あいサポート運動をはじめよう!

障がいのある人が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解するなど、日常生活でちょっとした配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくっていく運動です。

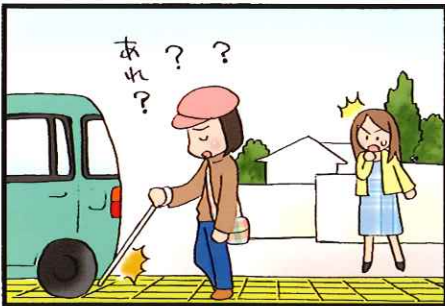
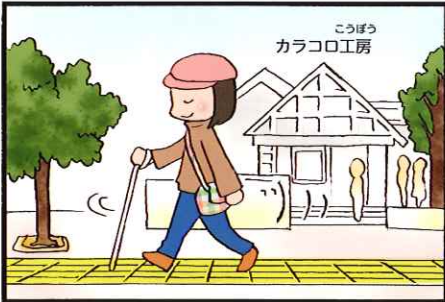
日常の中でちょっとした配慮を実践する人を「あいサポーター」と呼びます。



気づきや心づかいをイラストでわかりやすく学ぼう!

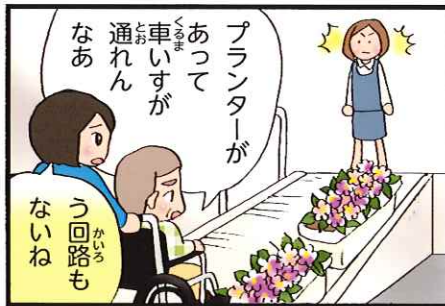
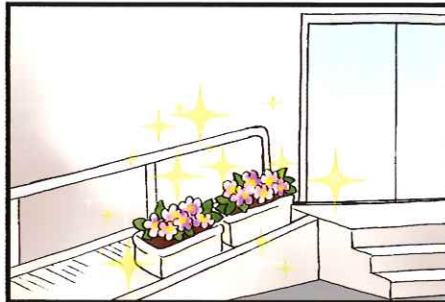
しかくしょう
【視覚障がい】

まちあるき



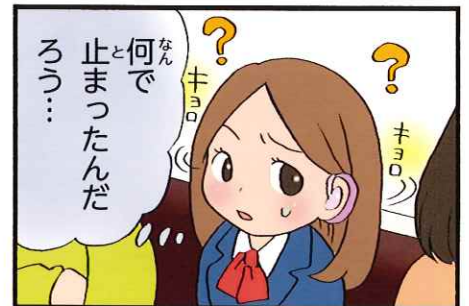
したいふじゆうしょう
【肢体不自由障がい】

ほどう
歩道にて



ちようかくしょう
【聴覚障がい】

でんしゃ
電車にて



ちてきしょう
【知的障がい】

【てんかん】

しんたい ちてき せいしんしょう
【身体・知的・精神障がい】

しやくしょ
市役所にて

しごとば
仕事場にて

※レスパイトケア・しごとチャレンジのとりのくみ



※レスパイトケア：障がい者等を在宅でケアを
している家族の精神的疲労を軽減するため、
一時的にケアの代者を行うサービスのことを
いう。



こんなとき、どうしたらいいのか考えてみましょう

～松江市で実施した当事者アンケート・その他ワークショップなどで出された意見から～

事例1 肢体不自由

●施設の入り口のスロープでの出来事

車いすを使用している自分がスロープをのぼっていると、後ろから黙って車いすを押して入口まで連れていかれた。

【どうしたらよいか考えてみよう】

- ・確かにスロープをのぼるのは大変。この人は親切心からだったの
だろうけれど…
- ・急なことでびっくりしたと思う。せめて一言声をかけてあげれば…



事例2 難病・肢体不自由

●車いすの子どもの学校の送迎

難病が進行して車いす生活にならざるを得なかった。両親とも高校への送迎を毎日することは困難だった。

【どうしたらよいか考えてみよう】

- ・両親以外で自分の送迎を依頼できる仕組みや、人のつながりは
ないか？
- ・車いすでも乗れる路線バスはないのかな…



事例3 精神障がい

●アパートに苦勞して入居したが

精神障がいがあり、苦勞して探しあてたアパート。ところが、隣人から自分の支援者に対して「障がい者が入居しているのは迷惑。何かあったらどうするのか」と電話があった。

【どうしたらよいか考えてみよう】

- ・電話した人は、この方の障がいの特性のことを十分に理解して
いたか？
- ・理解のある大家さんなど、間に入って話をしてくれる人はいない
だろうか…



事例4 聴覚障がい

●ショッピングセンターのレジで

聴覚障がいがあり発話も難しいため、お店のレジで店員さんに対してジェスチャーをしたのだが、無視をされて困った。

【どうしたらよいか考えてみよう】

- ・店員さんは、この方に聴覚障がいがあることを察知していたのか？
- ・手話ができるとよいが、できなければメモ用紙とペンで筆談も可能はず…



事例5 視覚障がい

●盲導犬を連れての旅館宿泊を予約

盲導犬を連れての宿泊予約を旅行代理店を通じて行ったが、代理店の人が盲導犬をペットと誤認して、宿泊しようとした旅館に「ペットと一緒に泊まりますか？」と照会。旅館は「ペットは対応していない」と旅行代理店へ回答し、その代理店は、盲導犬は宿泊できないと説明した。

【どうしたらよいか考えてみよう】

- ・盲導犬が視覚障がいのある人にとっていかに大切なパートナーであるか、世の中で十分に理解されているのかな？
- ・宿やタクシーなどで、盲導犬の同伴は法律で拒否できないことは知られている？



事例6 てんかん

●発作が起きたときの対応

てんかん発作で突然のけいれんが起きて倒れこみ、いっときの間意識もなくなってしまった。あとで聞くと周りの人たちが大あわてだったらしい。

【どうしたらよいか考えてみよう】

- ・数分の発作であれば安静に、長く続くようであれば病院への連絡も。
- ・意識が回復したあとに、「何かできることがあったらおっしゃってください」と優しく伝えるのもひとつ…。



困ったときは、まずお電話ください。

お問い合わせ・相談先

松江市障がい者福祉課

〒690-8540

松江市末次町86（松江市役所内）

電話：0852-55-5304

ファックス：0852-55-5309

メール：s-fukushi@city.matsue.lg.jp

【虐待の場合は】

松江市障がい者虐待防止センター
（松江市家庭相談課）

電話：（平日）0852-55-5236

（夜間・休日）0852-55-5555

ファックス：0852-55-5079



松江市障がい者基幹 相談支援センター「絆(きずな)」

〒690-0884

松江市南田町55-3

電話：0852-60-0400

ファックス：0852-21-4001

メール：kizuna@matsue-kan.org



令和3年3月発行

発行元：松江市福祉部障がい者福祉課

制作協力：特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい／マンガイラスト：塩毛エリカ

